

◆ 金銭トラブルは「少額訴訟」でスピード解決！

簡易裁判所の民事訴訟の中でも少額訴訟は、少額（60万円以下）な金銭トラブル（敷金の返還・ネットオークションの代金請求など）を、迅速に解決することを目的とした特別な手続きです。

少額訴訟には次のようなメリットがあります。

- ①判決までが早い！ →原則1回の審理でトラブルを解決
- ②手続きが簡単！ →備付けの定型用紙で申立ても簡単。裁判所窓口では、手続案内や説明を受けられる
- ③トラブルの内容や相手に応じた柔軟な解決ができる！
→相手方の支払能力を考慮して、分割払や支払いの猶予などを認める判決が可能

少額訴訟についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Q & A」をご覧ください。

＜問合せ先＞むつ簡易裁判所 ☎0175-22-2712 URL http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html

◆ 「下北文化会館を管理する団体」を公募します

下北地域広域行政事務組合では、平成29年度から下北文化会館を管理する「指定管理者」を公募します。

指定管理を希望する法人、その他の団体（法人格の有無を問いません）は、次の日程で説明会を開催しますのでご出席ください。なお、この説明会を欠席された場合には、応募資格がありませんのでご注意ください。

指定管理者は、応募者の中から候補者を選定し、下北地域広域行政事務組合議会の議決を経て指定されます。

◎公募する施設：下北文化会館

◎説明会日時：7月6日（水）午前10時～

◎説明会場：むつ市役所 第3会議室

＜問合せ先＞下北地域広域行政事務組合総務課

☎28-2100

◆ 新規高卒予定者の求人受理について

平成29年3月新規高等学校卒業予定者を対象とした求人の受付が6月20日（月）から始まっております。

高校生の地元定着のため、早期の求人申込みをお願いいたします。

地域の発展のためには、地元若い人材が定着することが必要です！

早期の求人申込みが、より良い人材の確保につながります！

求人申込みの方法等、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

＜問合せ先＞ハローワークむつ 学卒担当

☎0175-22-1331

◆ 『みちのく・ふるさと貢献基金』助成事業募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、新興企業並びに事業拡大を目指し新規事業参入や開発・研究を行う県内の個人、NPO法人及び企業等に対し、必要な費用を助成しています。

◎応募期間 平成28年7月1日（金）～9月30日（金）

◎応募方法 ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して財団事務局へ送付ください

◎助成金 必要経費の2分の1以内で、300万円を限度とする

＜問合せ先＞公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局

☎017-774-1179

URL <http://www.michinoku-furusato.or.jp>

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成28年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成28年5月31日現在

	5月中	年間累計	年齢別	高齢者の死者 (65歳以上の人)	6人 (-2)
発生	307件 (+31)	1,479件 (-3)	死者の状況別	夜間の死者	8人 (±0)
				歩行者の死者	2人 (-5)
死者	4人 (±0)	16人 (-1)	飲酒	飲酒運転による死者	3人 (+2)
傷者	361人 (+18)	1,749人 (-107)	シートベルト	自動車乗車中の死者	10人 (+2)
				非着用死者	3人 (-1)

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。
毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

7月21日(木)～31日(日)
夏の交通安全県民運動

運動の目的 県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の重点 1 子どもと高齢者の交通事故防止
2 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
3 飲酒・暴走運転の根絶

夏本番を迎え、本格的なレジャーシーズンが到来します。夏は、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、会合やお祭りなど、飲酒の機会が増える時期でもあります。飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。皆さん一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

ハンドルキーパー運動にご協力下さい！

「ハンドルキーパー運動」とは、「グループが自動車や飲食店などに行き飲酒する場合、グループの中でお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人はお酒を飲まずに、飲食後、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という飲酒運転防止運動です。

飲酒運転根絶

